

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく
医療法人滄溟会 『一般事業主行動計画』

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日から令和 12年 3月 31日までの5年間

2. 内容

【目標 1】 法人内事業所の責任者（リーダー級や役職者）に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

〈実施時期、取組内容〉

- 令和 7年 4月～ 現状把握
- 令和 7年 10月～ 昇格・昇進時に女性労働者の登用を積極的に行う

【目標 2】 女性の育児休業取得率を100%、男性の出生時育児休業取得率を50%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 令和 7年 4月～ 現状把握（近い将来、結婚の可能性のある職員、本人若しくは配偶者の妊娠・出産の可能性がある職員のおおよその把握）
- 令和 7年 4月～ 本人若しくは配偶者が妊娠した時に提出する「妊娠報告書」を基に、産休・育休・その他の仕事と子育ての両立支援制度を紹介
- 令和 7年 4月～ 産休・育休取得者へ休業中の留意点、復職に向けた情報提供を隨時行う

【目標 3】 事業所責任者（管理者）の平均残業時間を現状の8.7時間／月から30%減の6.0時間／月未満とする。

〈実施時期、取組内容〉

- 令和 7年 4月～ 現状把握（令和 7年 4月～令和 7年 6月の3ヶ月間の実績確認）
- 令和 7年 7月～ 半年間の残業実績をデータ化し事業所責任者へ開示、残業時間の改善へつなげる。